

## ○筑北村協働事業支援金交付要綱

平成22年8月26日

告示第70号

<b>改正</b>	平成22年9月30日	告示第77号	平成25年2月6日	告示第3号
	平成27年4月1日	告示第58号	平成27年7月21日	告示第86号
	平成28年4月1日	告示第39号	平成29年4月1日	告示第26号
	平成30年3月8日	告示第17号	平成31年3月11日	告示第13号
	令和 5年6月28日	告示第86号	令和 8年4月1日	告示第53号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、全員野球で活力あふれる輝く村づくりを進めるために、区、常会及び団体等が、住民自らの知恵と工夫により協働で自主的かつ主体的に取り組む地域の活力を生み出す発展性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内で筑北村協働事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

**第2条** 支援金の交付の対象となるものは、次に掲げるものとする。

(1) 区及び常会

(2) 筑北村内に拠点を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で法人であると否かを問わないが以下に掲げる活動をおこなうものとする。

ア 現に活動を行っていること又は活動体制が整っていること。

イ 村から当該事業に対し他の補助金を受けていないこと。

(交付対象事業)

**第3条** 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 地域協働の推進に関する事業

(2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業

(3) 教育及び文化の振興に関する事業

(4) 安全・安心な地域づくりに関する事業

(5) 環境保全及び景観形成に関する事業

(6) 産業振興に関する事業

ア 特色ある観光地づくり

イ 農業の振興と農山村づくり

ウ 森林づくりと林業の振興

エ 商業の振興

オ 地域の特色及び個性を活かした事業

(7) その他地域の特色を生み出す事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

(1) 筑北村が交付する補助金等の交付の対象となる事業

(2) 国又は県の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業ただし、長野県が行う「地域発元気づくり支援金」の交付を受けた事業は、この限りではない。

(3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(4) 分担金又は負担金としての村支出事業

(5) 宗教的活動に関する事業

(6) 政治的活動に関する事業

(7) 公序良俗に反する事業

(8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象経費)

**第4条** 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

(1) 交付対象外経費

ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の経常的な維持管理経費

イ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

ウ 借入金の返済のための費用

エ 調査研究及び計画作成に係る費用のうち外部に委託する費用

オ 食糧費

カ その他村長が不相当と認める経費

(2) 特定財源

- ア 借入金
- イ 分担金、負担金及び寄付金
- ウ 事業収入
- エ 助成金

(支援金の交付額)

**第5条** 支援金の交付額は、事業交付対象経費の10分の10以内の額とし10万円を限度額として交付する。

2 事業の継続性、発展性の観点から、同一団体が同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、3年以内を限度として補助対象とすることができる。その場合、2年目及び3年目の補助率は、それぞれ事業交付対象経費の3分の2、2分の1とする。ただし、事業の目的又は期待される効果が、特に発展性があり他のモデルとなり得る事業であると認められる場合は、補助率を10分の10以内とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、備品の購入に係る経費については、補助率を3分の2とする。

4 第2項、第3項の規定を適用する場合も支援金の交付限度額は1事業あたり10万円とする。

(事業計画書及び申請)

**第6条** 支援金の交付を受けようとするものは、年3回村長の定める日までに、筑北村協働事業支援金事業計画書兼交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 筑北村協働事業支援金事業計画書兼交付申請書を提出しようとする者は、同一期限の受付日までに複数の事業を申請する場合は、優先順位を付すものとする。なお、当該年度に採択を受けた事業と同一の事業を同年度内に再び申請することはできない。また、同一団体等が同じ年度内に支援金を受けることができる事業は、2事業までとする。

3 村長は、第1項の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし支援金を交付することの可否を決定したときは筑北村協働事業支援金交付決定(否決定)通知書(様式第2号)により、申請したものに通知するものとする。

4 村長は、支援金について前項の交付の決定(否決定)を行う場合には、選定委員会(以下「委員会」という。)の審査を経なければならない。

(選定委員会)

**第7条** 委員は、次のとおりとし14名以内で組織する。

- (1) 副村長(副村長欠員中は村長)

(2) 各課長

(3) 教育次長

(4) 各地域代表

2 各地域代表は、6名以内とし当該年度の区長の中から村長が選任した者とする。

3 委員の任期は、選任を受けた日から当該年度の終了日までとする。

4 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長1名

(2) 副委員長1名

5 委員長は、第7条第1項第1号に規定する者とし、副委員長は同項第9号に規定する各地域代表の委員の互選により選出する。

6 委員長は、会務を統括し委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

7 委員会は、委員長が召集し議長となる。

8 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

9 村長は、必要があると認める場合は、選定委員会と協議し審査に当たっての方針を定めることができる。

10 第1項第9号の委員が委員会において審議した場合は、1回当たり7,300円の報酬を支払うものとする。ただし、1回当たりの審議時間が4時間未満の場合は3,650円の報酬を支払うものとする。

(交付の条件)

**第8条** 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20%以上の変更（入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

(2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあっては、速やかに村長に届け出ること。

- (3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、村に納入させることがあること。
- (6) 事業を行うために締結する契約は、筑北村契約事務規則（平成17年10月11日規則第37号）第25条に準じた適正な見積書を徴取のうえ締結すること。
- (7) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する村の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

（変更承認申請書等）

**第9条** 前条第1号から3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 筑北村協働事業支援金内容変更承認申請（届出）書（様式第3号）
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 筑北村協働事業支援金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 筑北村協働事業支援金期間延長承認申請書（様式第5号）

（事前着手）

**第10条** 交付対象事業は、支援金の交付決定前に着手することはできない。ただし、村長がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合には、筑北村協働事業支援金事前着手届（様式第6号）を提出して行うものとする。

（実績報告書）

**第11条** 事業完了後は、筑北村協働事業支援金実績報告書（様式7号）によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

**第12条** 支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、筑北村協働事業支援金交付（概算払）（様式第8号）請求書を提出するものとする。

- 2 支援金の概算払いの請求は、原則として事業の出来高に対応する支援金相当額の90%以内の額とする。

(評価及び公表)

**第13条** 支援金の交付を受けたものは、筑北村協働事業支援金総括書（以下「総括書」という。）（様式第9号）により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を村長に報告しなければならない。

- 2 村長は、前項に提出された総括書の要旨を年1回公表するものとし、支援金の交付を行った事業について必要な助言および支援を継続的に行うものとする。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日 告示第77号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月6日 告示第3号）

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日 告示第58号）

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月21日 告示第86号）

この要綱は平成27年7月21日から施行する。

附 則（平成28年4月1日 告示第39号）

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日 告示第26号）

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月8日 告示第17号）

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月11日 告示第13号）

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和 5年6月28日 告示第86号）

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和 8年4月1日 告示第53号）

この要綱は令和8年4月1日から施行する。